第一章　事業者指定に係る基本的事項 編

Ⅰ　サービスの種類と内容

・本手引の対象となるサービス

種　　類		内　　容	
生活介護		常に介護を必要とする人に、昼間において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供	
施設入所支援		施設に入所する人に、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜の提供	
自立訓練		自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練の実施	
	(機能訓練)	身体機能、生活能力の維持の向上のために必要な訓練の実施	
	(生活訓練)	生活能力の維持向上のために必要な訓練の実施	
		(宿泊型)	自立訓練(生活訓練)のうち、利用者に対して居室その他の設備において、家事等の日常生活能力を向上するための支援を行うもの
就労移行支援		一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練の実施	
就労継続支援		一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練の実施	
	(A型:雇用型)	雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結による就労の機会の提供等	
	(B型:非雇用型)	雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労機会の提供等	

Ⅱ　事業者の指定

1.事業者の指定

(1) 単位

障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービス事業を行う事業所ごとに申請により行うものであり、提出された申請書を受理し、内容を審査した後都道府県知事が指定する。

(2) 条件

指定障害福祉サービス事業者となるためには、法･基準等で定める一定の要件を満たすことが必要である。

(3) 指定

毎月1回・1日付けで行う。なお、審査の結果、指定基準を満たさない場合は、申請を却下する。(指定基準が満たされずに申請が却下となった場合は、申請事業者にその旨を通知する。「却下通知書」)

(4) 指定ができない場合

① 申請者が法人でないとき。

② 事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が法･基準等で定める基準を満たしていないとき。

③ 申請者が、設備及び運営等に関する基準に従って適正な運営ができないと認められるとき。

④ 申請者が、指定を取り消されてから、又は法人の役員等が禁固・罰金を受けてから5年を経過しない者であるとき 等。

(5) 指定の通知

指定した事業者には法人あてに「指定通知書」を発行する。いずれも、当該事業所の見やすい場所に掲示すること。また、「指定通知書」には、障害者総合支援法における『事業者番号』を付番する。また、「指定通知書」の再発行は行わない。

(6) 指定期間

指定期間は原則6年。事業を継続するときは、6年ごとに更新手続が必要である。

ただし、指定障害福祉サービスの基準等を満たさない場合は、指定障害福祉サービス事業者等の指定又は更新を受けられない場合がある。

2. 法人格の取得

本手引に係る各障害福祉サービス事業の申請においては、法人格を取得していることが必要である。

種別毎のお問い合わせ先は以下のとおり。

・「社会福祉法人」

TEL:03-5320-4044（東京都 福祉局 指導監査部 指導調整課 社会福祉法人担当）

※平成25年4月1日より、一つの区市内で事業を行う社会福祉法人の設立認可は、区市が行いますので、申請の手続等につきましては、各区市社会福祉法人担当へお問い合わせください。

・「特定非営利活動法人」

TEL:03-5388-3095（東京都 生活文化局 都民生活部 管理法人課 NPO法人担当）

・「医療法人」

TEL:03-5320-4426（東京都 保健医療局 医療政策部 医療安全課 医療法人担当）

3. 定款の表記

指定申請書の中に、定款及び登記簿謄本（登記事項全部証明書）があり、それぞれの目的の項目には、障害者総合支援法上の各新体系サービスに係る事業についての記載が必要である。

・定款表記の具体例

① 社会福祉法人の場合

・指定障害者支援施設（第一種社会福祉事業）

「障害者支援施設の経営」と記載。

・指定障害福祉サービス事業（第二種社会福祉事業）

「障害福祉サービス事業の経営」と記載。

※ここでいう「障害福祉サービス」とは、生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援の各事業のこと。

② 特定非営利活動法人等の場合

・「障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業」と記載があれば、最も事業を広く拾える表現となる。

4. 公示

都道府県知事は、次の①の場合に、指定障害福祉サービス事業者に関する事項を公示する。

① 公示する場合

・指定障害福祉サービス事業者を指定したとき、及び指定を取り消したとき。

・事業所の名称及び所在地等の変更の届出を受けたとき。

・指定障害福祉サービス事業の廃止の届出を受けたとき。

② 公示する内容の例示

・申請者又施設の設置者の名称

・事業所又は施設の名称及び所在地

・主たる対象者

・サービスの種類
・指定年月日 等

5. 情報提供

東京都が指定した事業者の情報については、東京都福祉局ホームページ内の「東京都障害者サービス情報」を通じて情報の提供を行う。提供する各項目については、基本的には東京都で入力を行うが、空き情報など一部の項目については、指定事業者が直接入力することになる。

入力に必要なＩＤとパスワードは指定通知書の発送時に通知する。

6. 事業所番号

事業所番号（指定機関によって付与される識別番号）は、指定事業所の単位で付番することとしている。また、以下の場合でも、複数の指定事業所を1つの事業所番号で付番している。

① 同じ法人が同一敷地内等において、複数事業所を一体的に管理運営する場合
② 多機能型事業所を運営する場合

※「一体的に管理運営する場合」の判断基準
・利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的であること
・事業所間で相互支援の体制があること
・事業の目的や運営方針、営業日・営業時間、利用料等の運営規定が一本化されていること
・職員の勤務体制、勤務内容等の管理方法が一元的であること
・人事、給与・福利厚生、勤務条件等に関する職員の管理方法が一元的であること
・事業所間の会計管理が一本化されていること
・上記以外でも、既に社福軽減の同一管理事業所として軽減を実施している場合で、引き続き軽減の同一管理を行うときには、同一事業所番号を付す。

7. その他、指定にあたっての留意事項

(1) 事業者の責務

指定障害福祉サービス事業者は、障害者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように努めなければならない。

① 区市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションを実施する機関、教育機関等との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスや相談支援を障害者等の意向、適正、障害の特性等に応じ、効果的に行うよう努めなければならない。
② 障害福祉サービスの質の評価を行うことにより、質の向上に努めなければならない。
③ 障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(2) 事業の基準

① 指定障害福祉サービス事業者は、指定事業所ごとに、法・基準等で定める基準に従い、指定障害福祉サービスに従事する従業者を有しなければならない。
② 指定障害福祉サービス事業者は、法・基準等で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

(3) 報告・検査等

東京都は、指定障害福祉サービス事業者や従業者等に対して、指定事業者の行うサービスが事業の基準を満たしているか、介護給付費の請求に不正がないか等を確かめるために、報告を求めたり、帳簿書類等の提出、検査・指導等を行うことができる。

(4) 勧告、命令等

都道府県知事は、事業者に対し、従業者の知識若しくは技能又は人員について厚生労働省令で定める基準に適合していないとき、又は設備及び運営に関する基準に従って適正な運営をしていないと認

めるときには、勧告し、従わない場合には公表、命令を行うことができる。

Ⅲ　事業開始届

指定事業者等として提供するサービスについては、都知事に対し、事業の開始届等が必要である。なお、「事業開始届」については、指定申請の書類提出時に同時に提出すること。ただし、書類等の不備で収受されない場合は、指定申請は受理できない取扱いとなる。

Ⅳ　指定の変更

指定障害福祉サービス事業者は、次のような場合、都道府県知事に届け出ることが必要である。

① 指定に係る事業所の名称、所在地、管理者･サービス管理責任者、定員数、介護給付費（訓練等給付費）の請求に関する事項の変更及びその他厚生労働省令で定める事項に変更があった場合

② 指定障害福祉サービス事業を廃止、休止、再開した場合

※届出時期、届出方法等の詳細については、P44～P47を参照すること。

Ⅴ 指定の取消し

都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者が以下の事由に該当する場合は、指定の取り消しを行うことができる。

① 従業者の知識若しくは技能又は人員について厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなったとき。

② 指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営ができなくなったとき。

③ 介護給付費（訓練等給付費）の請求に関し不正があったとき。

④ 都道府県知事の求める報告又は帳簿書類の提出・提示に従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

⑤ 都道府県知事の求める出頭に応じないとき、質問に答弁しないとき、もしくは虚偽の答弁をしたとき、又は検査を拒み、妨げ、忌避したとき。

⑥ 不正な手段により指定障害福祉サービス事業者の指定を受けたとき。　等